

事 務 連 絡
平成 2 2 年 2 月 5 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課 }
東京消防庁・政令指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
に関する省令等の参考資料の送付について

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の公布については、「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の公布について」（平成 2 2 年 2 月 5 日付け消防予第 5 9 号）により通知したところですが、その基本的な考え方や具体例等について、別紙のとおり参考資料を作成しましたので送付します。

各都道府県消防防災主管課におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

担当
消防庁予防課設備係
塩谷、浅海、長田、西田
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等について（参考資料）

1 改正理由

（１）背景

近年、共同住宅の一部を利用して小規模なグループホーム等の福祉施設を開設する例が増加しているところであるが、既存の共同住宅にこれらの施設が入居した場合、防火対象物全体として消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一（16）項イとして判定され、新たに共同住宅部分についても消防用設備等の設置・改修が必要となるケースがある。このことから、福祉施設の新設時において入居を拒否される、あるいは、既存のものにあっても退去を求められるといった事態が発生している。

（２）小規模施設に対応した防火対策に関する検討会における検討

「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会報告書（中間報告）」（平成21年2月・小規模施設に対応した防火対策に関する検討会）においても、小規模なグループホーム等の福祉施設は、「家具・調度等の可燃物、調理器具・暖房器具等の火気使用、入所者数等も他の一般住戸とほぼ同様の形状」であり、「グループホーム等における入所者の避難安全性が確保されれば、他の一般住戸については、グループホーム等の入居により危険性が高まることはない」とされ、対応策を講じるのが適当とされた。

<福祉施設の入居による消防用設備等の設置基準の強化>

	5 項口 (共同住宅)	項が移行した 場合…	16 項イ (特定複合用途防火対象物)	
スプリンクラー設備	11 階以上の階	→	11 階建て以上の防火対象物の場合、 すべての階	改正事項 ①
自動火災報知設備	500 m ² 以上		300 m ² 以上	
誘導灯	地階・無窓階・11 階以上の階		すべての階	改正事項 ②
特定共同住宅等の省令	適用 （耐火構造かつ内装制限をすれば、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置免除）		適用されず	

（３）対象となる防火対象物の考え方

対象となる防火対象物は、令別表第一（16）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（5）項口（以下「共同住宅等」という。）並びに（6）項口及びハ（有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム・ケアホームに限る。以下「居住型福祉施設」という。）に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供する部分が存在しないもので、かつ、一定の防火区画を有するものとする。

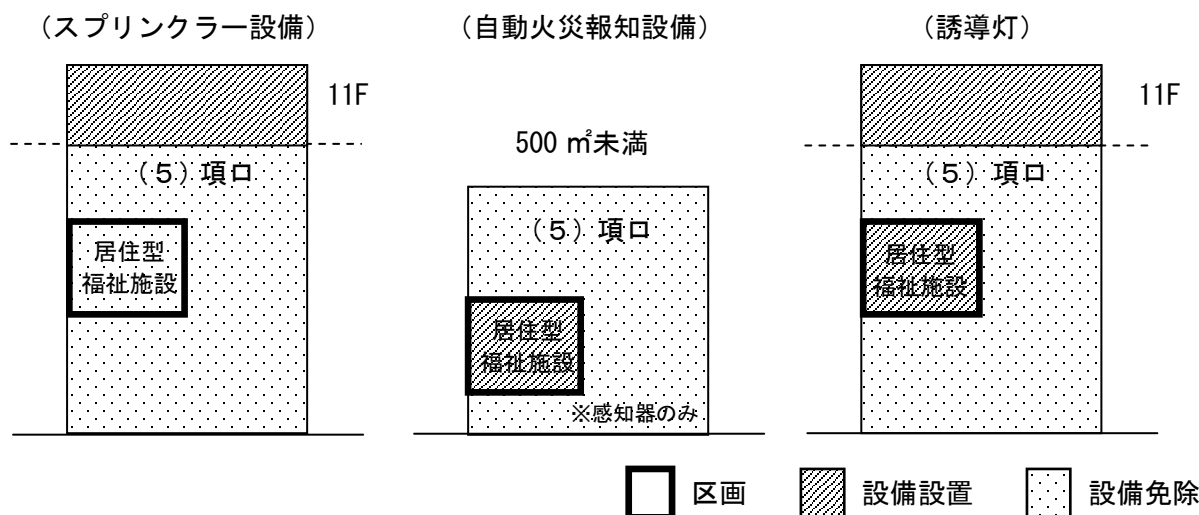
- * 「家具・調度等の可燃物、調理器具・暖房器具等の火気使用、入所者数等も他の一般住戸とほぼ同様の形状」であるものに限るため、令別表第一（6）項口及びハに掲げる防火対象物のうち、通所施設及び短期間で入所者が入れ替わる施設等を除いている。
- * 現にごく小さい駐車場や物品販売店等が存する共同住宅で、令別表第一（5）項口と判断している防火対象物の一部に居住型福祉施設が入居するものは、対象に含まれる。

2 改正事項①

居住型福祉施設の部分について、一定の区画がされている場合には、共同住宅等の部分の sprinkler 設備、自動火災報知設備の感知器及び誘導灯の設置を免除する。

(1) 免除部分

- ① sprinkler 設備については、10 階以下の部分（居住型福祉施設の部分を含む。）
- ② 自動火災報知設備については、500 m²未満の防火対象物（特定一階段等防火対象物を除く。）における共同住宅等の部分の**感知器**
- ③ 誘導灯については、地階、無窓階及び1階以上の階以上の部分を除く共同住宅等の部分



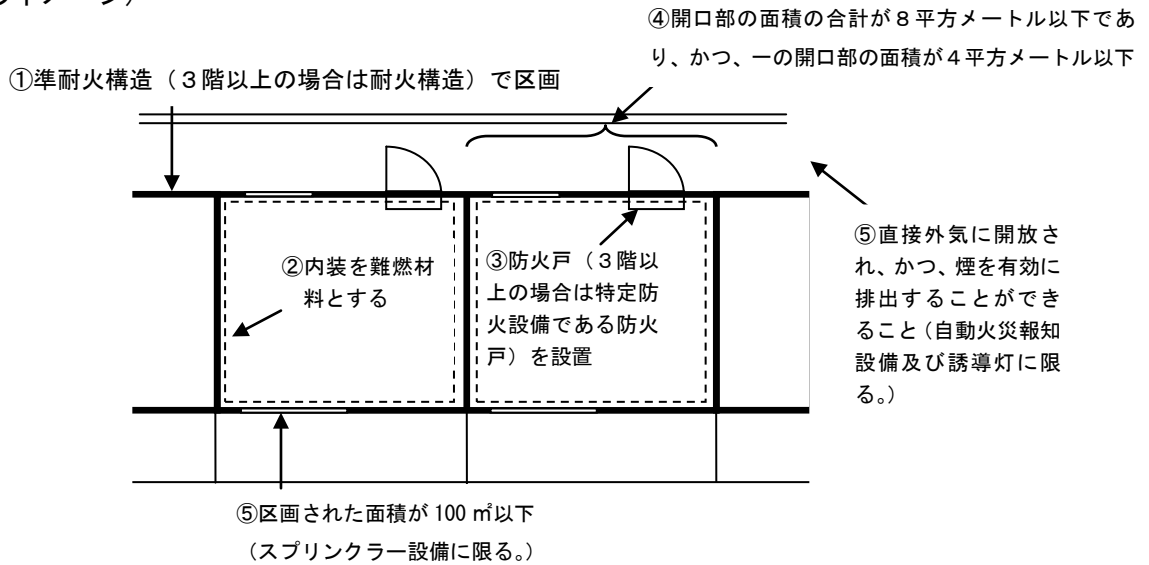
* 自動火災報知設備については、上記による感知器免除のほか、居住型福祉施設の部分が 300 m²未満である場合には、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することが可能（この場合において、受信機が設けられていないシステムにあっては、共同住宅等の部分の感知器免除は不可）。

(2) 一定の区画の要件

自動火災報知設備・誘導灯	sprinkler 設備
① 居室を、準耐火構造（3階以上の場合は、耐火構造）の壁及び床で区画されていること。	① 居室を、準耐火構造（3階以上の場合は、耐火構造）の壁及び床で区画されていること。
② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料（地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料）でされていること。	② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料（地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料）でされていること。
③ 区画する壁及び床の開口部は、防火戸（3階以上の場合は、特定防火設備である防火戸。防火シャッターを除く。）で、一定の構造のものを設けていること。	③ 区画する壁及び床の開口部は、防火戸（3階以上の場合は、特定防火設備である防火戸。防火シャッターを除く。）で、一定の構造のものを設けていること。
④ ③の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。	④ ③の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
⑤ 主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下又は階段に面していること（*）。	⑤ 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であること。

* これに該当する廊下又は階段としては、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年3月25日付け消防庁告示第3号）第4（4）又は（5）に定めるところによるもの、避難階において出入口が直接地上に通じている通路等が挙げられる。

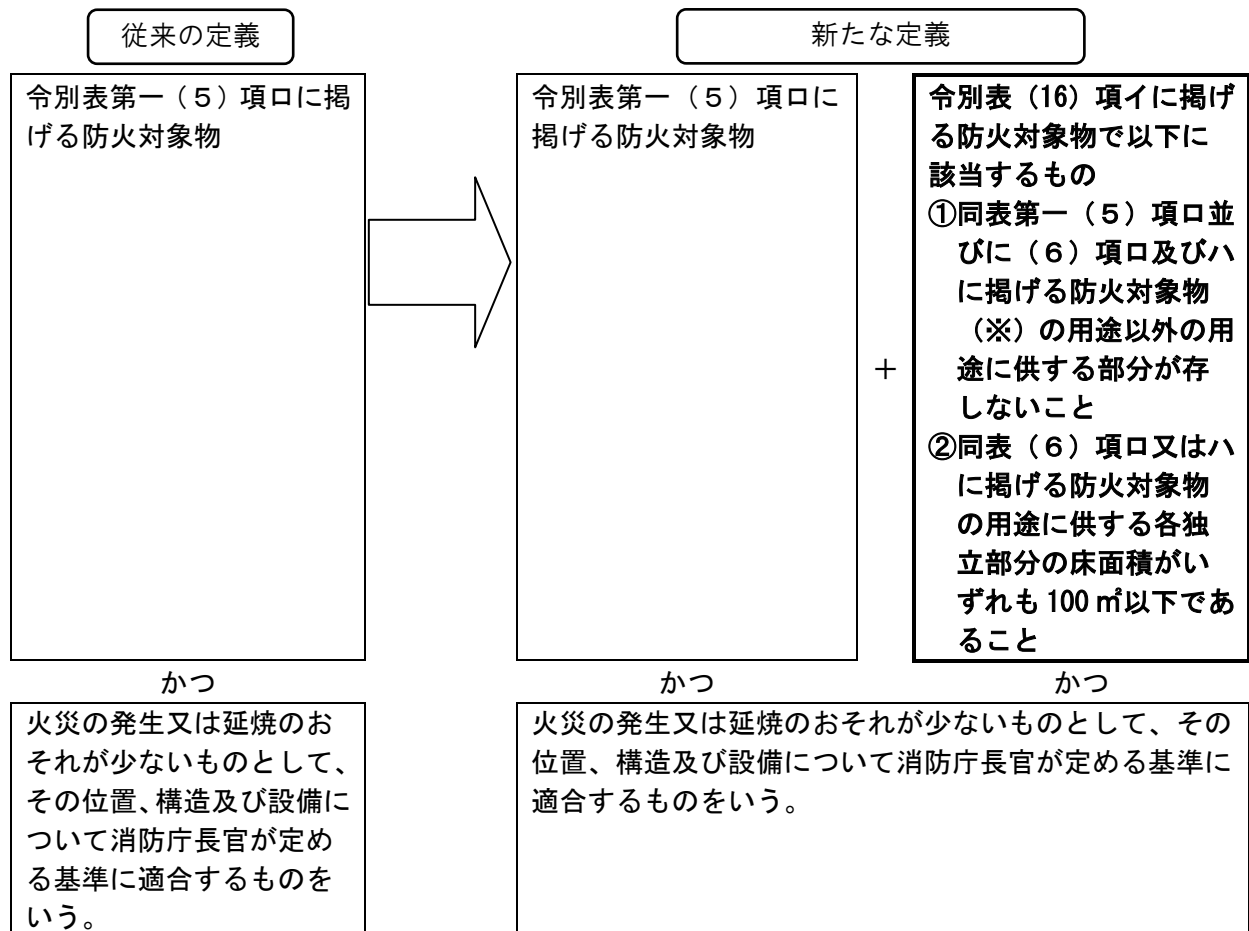
(区画のイメージ)



3 改正事項②

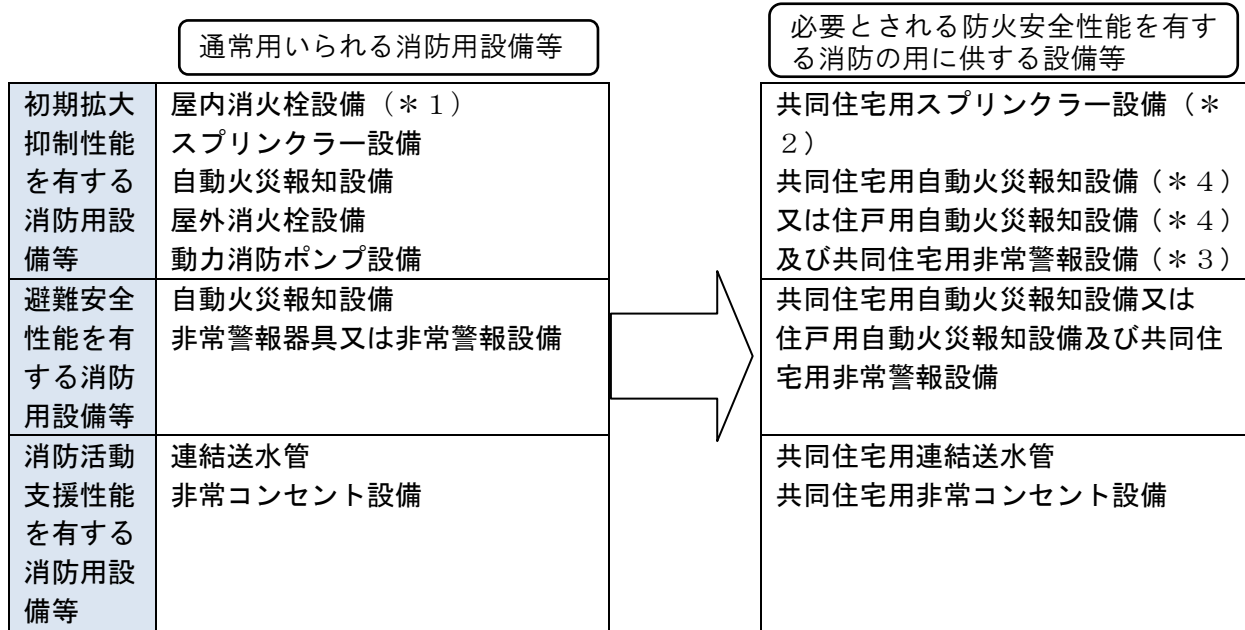
特定共同住宅等の定義を拡大するとともに、居住型福祉施設について、通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を定める。

(1) 特定共同住宅等の定義



(※) 令別表第一（6）項口及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホーム及びケアホーム（いわゆる「居住型福祉施設」）に限る。

(2) 居住型福祉施設の消防用設備等の設置



* 1 11階以上の階に限る。

* 2 11階以上の階のみに設置

* 3 二方向避難型特定共同住宅等及び開放型特定共同住宅等にあつては5階以下、二方向避難・開放型特定共同住宅等にあつては10階以下に限る。

* 4 居住型福祉施設に設ける共同住宅用自動火災報知設備及び住戸用自動火災報知設備にあつては、居住型福祉施設で発生した火災を、当該福祉施設の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けることが必要。当該装置の具体的な例としては、次のようなものが想定される。

- ① 住棟受信機が設置されている場合にあつては、居住型福祉施設において火災が発生した際、関係者等が存する階の音声警報装置等が鳴動するよう鳴動範囲の設定を行う。
- ② 居住型福祉施設部分の感知器、住戸用受信機又は住棟受信機の作動と連動して起動する緊急通報装置等の通報先として、関係者等が常時いる場所を登録する。